

# 鳥取縣公報

## 規則

### 鳥取縣規則第四十三號

森林法第七十六條第八十條及び第八十一條の規定により  
鳥取縣松樹害虫驅除予防規則を次のように定める

昭和二十三年七月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣松樹害虫驅除予防規則

第一條 松樹害虫の發生したときは、森林法によるの外

この規則によつて驅除予防しなければならぬ、この規則における害虫の種類は次に掲げるものとする

- 一 キクイムシ科に屬する害虫
- 二 ソウムシ科に屬する害虫
- 三 カミキリムシ科に屬する害虫
- 四 その他知事の指定する害虫

昭和二十三年七月二十三日  
第一千九百二十八號

金 曜 日

日本書局大分支店代印

第二條 前條の種類の害虫(以下指定害虫という)が森林に發生し又は發生したと認められるときは当該森林の所有者又はその立木所有者は遅滞なくその旨を様式第一号によつて知事に届け出なければならぬ。

第三條 前條の届出を要する者は直ちに次の方法によりこれを驅除予防しなければならない。

- 一 被害木は伐倒して剥皮の上樹皮枝條及び害虫を集めて焼却し又は二十日以上水中に浸漬して害虫を完全に死滅させること
- 二 根株は地下一尺まで剥皮の上樹皮及び害虫を集め焼却すること前項の驅除予防を終了した場合様式第二号によつて知事にその旨を報告しなければならぬ

第四條 森林所有者又は立木所有者が前條による驅除予防を行わないときは知事は自らこれを行い又は知事の

適当と認める者に命じてこれを行わせることができる前項の駆除予防の費用は、森林所有者又は立木所有者の負担とし行政代執行法第六條の規定を準用してこれを徴収する

第五條 指定害虫の被害地區内にある松の用材及び薪炭材は皮付のままこれを他の地区に移動することはできない。但し知事の許可を受けた場合はこの限りでない第六條 前條の許可を受けようとするときは様式第三號によつて知事に申請書を提出しなければならない

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する

様式第一号

松樹害虫發生届書

被書箇所	林令面積	本数	材積	被害区域の本数に對する比率	被書年月日	被書見所	所有者住所氏名

右お届致します

年 月 日  
住 所 氏 名  
知 事 宛  
様式第二号

松樹害虫驅除(予防)終了届

被書箇所	林令面積	本数	材積	驅除(予防)終了年月日	所有者住所氏名

右お届致します

年 月 日

住 所 氏 名

知 事 宛

様式第三号

用材 薪炭材 移動許可願

被書箇所樹種	樹令(本数)	材積	移動先

右許可をお願致します  
年 月 日  
住 所 氏 名  
知 事 宛

告 示

所有者不明交付不能買収令書一覽表

買収時期 昭和22年12月2日 對價支拂時期 昭和22年12月2日 ヲリ一年以内日本勧業銀行鳥取支店ヲ支拂フ

記號番號	所有者氏名	住 所	土地ノ所在地番	地 區	面 積	対 價	支 拂 方 法	其ノ他
鳥取 明治土上609	田村 豊	氣高郡明治村大字 上原221番地	氣高郡明治村上原 字長尾620次1番地	原 野	(109)025	10.95	10.95	實測
同	610 澤田保春	同上段37番地	同江鴻巢630番地	山林山林	(1,004)613	85.33		同
			同630ノ1	同 同	(906)529	77.56		同
			同神下ノ坂同912次4同	同 同	(2,116)1,319	181.36		同
			同922ノ1	原野原野	(805)502	68.82		同

鳥取縣告示第三百三十四號  
自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十三年十二月二日を以つて買収した土地につき同法第三十四條に於て準用する第九條第一項但書の規定によつて(買収令書の交付をすることができないものにつきその交付に代え)次のように公告する  
昭和二十三年七月二十三日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00603

同	620 小林一也	八頭郡賀茂村稻荷	同鴻巣851次1	山林山林	(224)128	28.58	28.58	同
同	638坂口偉太郎氣高郡明倍村松上89同大字松上字大坂907同	同	(34.623)21.914	畑	2.921.19			同
	同908	同	(5.423)38.420	同	461.88			同
	同911	同	(7.916)50.010	山林	689.96	52.53	4.000	同
同	689山藤勝太郎	同41	同909	同	(7.003)4.411	590.52		同
	同910	同	(12.612)8.000	同	1.064.79	655.81	1.000	同
邊坂農地601	森田萬喜太郎	西伯郡所子村國信	399	西伯郡庄内村高田	11.512	8.104.26		同
		字長塔通1212ノ16	同1212ノ17	原畑野	16.000	4.085.00		同
			同1212ノ21	同	1.115	809.86	7.448.61	同
同土地623	同	同	同1212ノ16	同	86.024	5.455.29		同
			同1212ノ17	同	13.900	2.101.58		同
			同1212ノ20	同	6.028	918.84		同
			同1212ノ21	同	4.415	672.84		同
			同1212ノ22	同	8.400	514.08	662.73	9.000

00604

1625 押平土地利用組合	同庄内村押平	同高田字長野908ノ2同	同(271.511)120.219	41.056.24				
	同古御堂字上金藏平ノ599ノ1	同	59.322	8,977.19				
高城土に619ノ1谷才	東伯郡高城村服部	東伯郡高城村服部	同(191.112)90.525	28,900.36	933.79	78.000		
	618	二ノ森937	山林	山林	1216	89.31		
	同952	同	同	同	208	16.18		
	同936	同	同	同	500	35.64		
	同岩屋ノ峯975	同	同	同	400	28.51		
	同976	同	同	同	908	66.07		
	同977	同	同	同	820	26.15		
	同978	同	同	同	518	89.91		
	同狐塚1125	1126合併	山林	山林	1,020	76.05		
	同1129	同	原野	原野	415	82.07		
	同1128	同	山林	山林	309	28.52		
	同1148	同	同	同	2,004	143.48	576.89	
邊坂土に606谷本ツヤ子	廣島縣安佐郡祇園	西伯郡名和村加茂	原	原	4,619	805.76	805.76	
	町字南下安	字ヨロ1806ノ201	野	野				

◆ 東田川郡東田川町三十五番  
 岩美、氣高地方事務所管内に於いて縣稅檢査章並に之總

稅務課者財産差押證票を次のよりに交付した  
 昭和二十三年七月二十三日

00505

區分	番號	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名	同	同
縣稅	六七	昭和二十三年七月一日	岩美地方 事務所	鳥取縣 事務吏員	加藤 忠晴	同	同
縣稅	六八	同	同	同	同	同	同
納稅者財產差押證票	一	同六月五日	氣高郡 神戶村役場	書記 牛尾 壽賀	同	同	同
同	二	同四月三十日	同大和村役場	渡邊 貞美	同	同	同
同	三	同	同美穗村役場	表 紀夫	同	同	同
同	四	同	同大正村役場	稻本 正明	同	同	同
同	五	同五月十五日	同東郷村役場	山本源太郎	同	同	同
同	六	同四月三十日	同明治村役場	田中 長成	同	同	同
同	七	同	同豊美村役場	河田 重光	同	同	同
同	八	同	同松保村役場	森本 信雄	同	同	同
同	九	同	同千代水村役場	山本 勳	同	同	同
同	一〇	同	同湖山村役場	奥村 淳一	同	同	同
同	一一	同	同吉岡村役場	秋山 真砂	同	同	同
同	一二	同	同大郷村役場	山根 正一	同	同	同
同	一三	同	同末恒村役場	岡村 三郎	同	同	同
同	一四	同	同	同	同	同	同
同	一五	同	同	同	同	同	同
同	一六	同	同	同	同	同	同
同	一七	同	同	同	同	同	同
同	一八	同	同	同	同	同	同
同	一九	同	同	同	同	同	同
同	二〇	同	同	同	同	同	同
同	二一	同	同	同	同	同	同
同	二二	同	同	同	同	同	同
同	二三	同	同	同	同	同	同
同	二四	同	同	同	同	同	同
同	二五	同	同	同	同	同	同
同	二六	同	同	同	同	同	同

鳥取縣告示第三百三十六號

助産婦名簿に次の者を登録した

昭和二十三年七月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
本籍地 東伯郡旭村大字本泉一四七番地

00608

現住所及び開業地	同郡西郷村大字栗尾	山 崎 初 子	明治四十二年八月二十七日生
本籍地	西伯郡大幡村大字岸本三〇四番地	井 澤 須 美 枝	大正十四年十二月六日生
現住所及び開業地	右同	宮 崎 靜 子	大正三年七月一日生
本籍地	鳥取市吉方町七九番地	柿 田 美 代 子	大正十一年二月二十日生
現住所及び開業地	右同	昭和三十二年七月十三日第一二九四號	
本籍地	鳥取市吉方町八二番地ノ三	昭和三十二年七月十三日第一二九五號	
現住所及び開業地	同市岡町八二番地ノ三	昭和三十二年七月十三日第一二九四號	
本籍地	鳥取市吉方町七九番地	昭和三十二年七月十三日第一二九五號	
現住所及び開業地	右同		
本籍地	八頭郡賀茂村大字郡家二五八番地		
現住所及び開業地	右同		
本籍地	八頭郡賀茂村大字郡家二五八番地		
現住所及び開業地	右同		
本籍地	八頭郡賀茂村大字郡家二五八番地		

鳥取縣告示第三百三十七號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年七月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
本籍地 鳥根縣八束郡法吉村大字比津一四五番地

鳥取縣告示第三百三十八號

助産婦名簿より次の者を取消した

昭和二十三年六月五日婚姻により前姓「引野」を「往田」に助産婦名簿訂正方願出たので同年七月十三日訂正

往 田 キノノ

明治二十九年三月二十五日生

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣真庭郡湯原町大字釘貫小川五三番地

開業地 八頭郡佐治村大字加茂一五〇番ノ一四

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年七月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣真庭郡湯原町大字釘貫小川五三番地

開業地 八頭郡佐治村大字加茂一五〇番ノ一四

昭和二十三年六月二十八日岡山縣へ轉出により  
同年七月十三日助産婦名簿より取消

久野よし子  
明治四十三年九月二十日生

本籍地 日野郡神奈川村大字俣野五八四番地  
開業地 同郡根雨町大字根雨七三〇番地

昭和二十三年六月二十七日岡山縣へ轉出により  
同年七月十三日助産婦名簿より取消

加藤双葉  
昭和二年四月十六日生

昭和二十三年七月二十三日印刷  
昭和二十三年七月二十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町